

講座等企画団体助成事業「ているるちゃん助成事業」 申請から助成金支払いまでのながれ

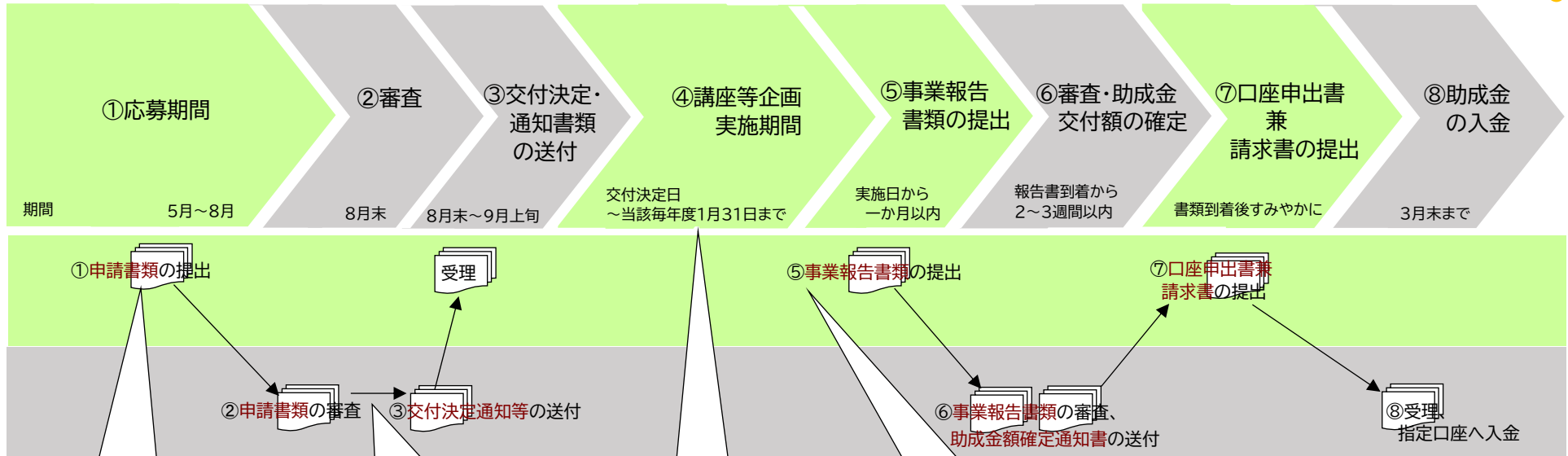
【凡例】

■ : 交付団体・グループが行うこと

■ : おきなわ女性財団が行うこと

文書名 : 必要な書類

単年度



①申請書類の提出

②申請書類の審査

受理

③交付決定通知等の送付

⑤事業報告書類の提出

⑥事業報告書類の審査、
助成金額確定通知書の送付

⑦口座申出書兼
請求書の提出

⑧受理
指定口座へ入金

チラシやHPなどで応募期間*を確認し、期日までに応募申請します。

*約3ヶ月間

●書類準備が必要

おきなわ女性財団内の審査により、助成金交付団体と交付額が決定(上限10万円)します。

※交付決定額の満額支払いが確定したわけではありません。

参照: 注意点

助成金は後払いであるため、一旦は金額を立替える必要があります。

事業報告書類等には、領収証等原本の提出・添付等が必要です。

●書類準備が必要

【注意点】: 助成金の最終支払い金額について】

助成金の交付額決定後、各団体には事業を実施していただき、事業報告書類をご提出いただきます。その事業報告書類の内容に基づき、実際に交付される金額(「確定額」といいます。)が決まります。確定額が交付決定額を下回った場合は、交付決定額全額ではなく、確定額のみ支払われることになりますので、ご注意ください。